

平成27年度
千葉雇用施策実施方針

—千葉労働局と千葉県が連携して取り組む雇用施策—

趣旨

この雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項に基づき、労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を千葉県知事の意見を聞いて定めたものであり、当該施策と千葉県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関係の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

1 地域の状況に応じた雇用対策の推進について

（1）企業進出等による雇用の確保

- 千葉労働局・ハローワークは、千葉県が実施する地域の特性に応じた企業立地、産業振興、農林水産業の担い手支援、福祉人材の確保などの雇用創出が見込まれる各種施策の情報を的確に把握するとともに、当該事業において必要な人材の確保を支援する。
- 千葉労働局・ハローワークは、工場新設等の大量求人に対し、ハローワークの全国ネットワークの機能を活用した求人・求職のマッチングを迅速に実施する。
- 企業撤退等により大量離職者が生じた場合には、千葉労働局及び千葉県が連携してその地域における緊急雇用対策を機敏に実施する。

（2）地方自治体と連携した雇用対策の推進等

- 千葉労働局は、地方創生が国と自治体が一丸となって取り組むべき課題であることから、千葉県が地方創生を進めるにあたって、労働局の有するノウハウや機能を提供するなどして、県と十分な連携を図る。
- 千葉県ジョブサポートセンター等の一体的実施施設や、ふるさとハローワークにおいて、千葉県や関係自治体と千葉労働局・ハローワークが連携し、引き続き、生活困窮者を含めた求職者への就職支援など効果的な業務運営に取り組む。
- 千葉労働局・ハローワークは、求人情報のオンライン提供を希望する自治体に対し、情報の有効活用等について支援する。
- ハローワークは、自治体の要望を踏まえ、自治体と共同で就職面接会等を実施する。

2 若者の雇用対策の充実・正社員希望者に対する就職支援等について

(1) 新卒者・既卒者、フリーター等若者への連携した就職支援等

- ・千葉労働局は、新卒者等採用・就職応援本部会議において千葉県、経済団体及び大学・高校等の関係機関と情報を共有し、効果的な就職支援及び定着支援を実施する。
- ・ハローワーク船橋ヤングコーナーは、ジョブカフェちばとの連携により、若者の就労支援を推進する。
- ・千葉労働局は、千葉県が実施する「千葉県若者自立支援ネットワーク協議会」に積極的に協力し、ニート等の自立を促進する。
- ・ハローワークは、地域若者サポートステーションと連携・協力して、ニート等の若者に対し求人情報の提供や職業講話を実施し、職業的自立を図る。
- ・千葉労働局及び千葉県は、「若者応援宣言企業」と「社員いきいき元気な会社宣言企業」の企業情報を共有し、連携して事業を推進する。
- ・千葉労働局及び千葉県は、若者の使い捨てが疑われる企業の情報を共有し、安心して働くことのできる雇用環境の整備を図る。

(2) 非正規労働者の正社員転換・雇用管理の改善

- ・千葉労働局長・千葉県知事・千葉県教育長は、連名により雇用の確保等を目指し、県内企業及び経済団体へ要請する。
 - ・千葉労働局・ハローワークは、千葉県等と連携して「キャリアアップ助成金」等の活用を周知し、正社員転換や人材育成、処遇改善などのキャリアアップの取組みを促進する。
- 《目標:平成28年3月新卒者の就職内定率について、前年度を上回る》
- 《目標:ジョブカフェちばの利用者の進学や訓練受講等を含む進路が決定した割合について、平成26年度実績を上回る》

3 女性の活躍推進と子育てする女性等に対する雇用対策の推進について

(1) 働く女性の職場環境の整備

- ・千葉労働局及び千葉県は、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等を周知し、労働者が性別による差別を受けることなく、仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを推進する。また、女性の活躍推進のための取組みに関する周知、情報提供を行う。
- ・千葉労働局及び千葉県は、連携して改正パートタイム労働法の周知・啓発を行う。

また、パートタイム労働者の雇用管理改善に向けた事業主の自主的かつ積極的な取り組みを促進する。

(2) 女性のライフステージに応じた就労支援等

- 千葉労働局及び千葉県は、企業への育児休業・介護休業等の利用促進を周知し、離職の予防と円滑な職場復帰の支援を行う。
- 千葉労働局及び千葉県ジョブサポートセンターは、定期的に連絡調整会議を開催し、女性等への効果的な再就職支援を連携して実施する。
- 千葉労働局は、千葉県との連携により、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に対し、事業所内保育所・子育て支援サービス等に関する情報提供等を行う。

4 障害者の雇用対策推進について

(1) 法定雇用率の達成に向けた支援

- 千葉労働局長は、千葉県知事等との連名により、県内企業及び経済団体へ障害者を含む就職困難者等の雇用を要請する。
- 千葉労働局・ハローワークは、法定雇用率未達成企業を的確に把握し、雇用率達成指導及び就労支援を計画的に実施するとともに、千葉県の「企業支援員」と連携し、障害者雇用管理に関する助言指導や企業セミナー等を開催する。

《目標：障害者雇用率達成企業の割合について、49.0%以上》

(2) 障害者の雇用拡大に向けた就労支援

- 千葉労働局・ハローワークは、障害者雇用の促進及び障害者雇用に関する社会一般の理解と関心を高めるために、千葉県と連携して障害者雇用促進面接会を実施する。
- 千葉労働局は、千葉県知事が障害者就業・生活支援センター事業において指定した団体（社会福祉法人等）に業務委託し、千葉県と連携して障害者に対する就業・生活面での総合的な支援を実施する。
- 労働局及びハローワークは、千葉県立障害者高等技術専門校に職員を派遣し、訓練生の早期就職支援のための就職相談会を実施する。

《目標：ハローワークにおける就職件数について、前年度実績以上》

(3) 難病患者に対する就労支援

- 千葉労働局・ハローワークは、千葉県「難病相談・支援センター」と連携し、新たに配置される「難病患者就職サポーター」を活用して、難病患者の就労支援や雇用管理に関する相談などきめ細かな対応を推進する。

5 働き方改革の推進

- ・千葉労働局は、千葉県と連携して、労働者の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等を図り、働きやすい職場の確保を目指し、働き方改革実現のための周知啓発に取り組む。

6 公的職業訓練による訓練機会の確保及び効果的な就職支援について

(1) 地域のニーズに即した公共職業訓練・求職者支援訓練の実施

- ・千葉労働局は、「公共職業訓練の設定に係る千葉県と千葉労働局との連携方針」に基づき、千葉県との相互情報提供、相談及び調整等の連携強化により、効果的な職業訓練を実施する。
- ・千葉労働局は、千葉県地域訓練協議会を開催し、県内の公共職業訓練や求職者支援訓練などの公的職業訓練における地域ニーズに応じた訓練計画の策定、訓練コース及び訓練実施機関の選定に活用する。
- ・千葉労働局は、四半期ごとに公的職業訓練等拡大連携会議を開催し、千葉県と職業訓練ニーズに関する意見調整を積極的に行うほか、(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部千葉職業能力開発促進センターが主催する職業訓練担当者連絡調整会議を活用して、ハローワークと千葉県立高等技術専門校との訓練ニーズに関する意見調整を積極的に行う。

(2) 職業訓練実施機関とハローワークの連携による就職支援の強化

- ・千葉労働局は、千葉県と連携の上、職業訓練受講者に対するアンケートを実施し、その結果を踏まえ、受講生のニーズ・状況等に応じた担当者制を含めたきめ細かな就職支援を実施する。なお、就職支援は、職業訓練修了1月前から積極的に行う。
- ・千葉労働局は、千葉県が行う公共職業訓練受講者に対してジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施、職業訓練修了時の「評価シート」の交付を要請する。また、ハローワークは、ジョブ・カードの「評価シート」を活用した職業相談を実施する。

《目標:公共職業訓練修了者の就職率 施設内訓練80% 委託訓練70%》

《目標:求職者支援訓練修了者の就職率 基礎コース55% 実践コース60%》